

## 第1章 申請手続及び方法

### 第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

#### 1 設置又は変更の申請区分

製造所等の設置又は変更許可申請は、次の区分によること。

##### (1) 設置許可申請の対象となるもの

ア 製造所等を設置しようとするとき。

イ 製造所等を移転しようとするとき。ただし、同一敷地内において屋外タンク貯蔵所、又は簡易タンク貯蔵所を移転しようとするときは、変更許可申請とする。(S. 52. 10. 12 消防危第149号質疑)

ウ 製造所等の区分を変更しようとするとき。

##### (2) 変更許可申請の対象となるもの

ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとするとき。ただし、製造所等における軽微な変更工事に該当するものを除く。(執務資料編6「製造所等における変更工事の取扱い」参照)

イ 火災等の事故により製造所等の構造又は設備の一部を破損したものを修復しようとするとき。

ウ 製造所等の細区分を変更しようとするとき。

エ 危険物の種類、数量を変更することにより、位置、構造又は設備が変更される場合で、規制が強化されることとなるとき。

オ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建替える場合で、建替後の屋外貯蔵タンクの直径(横型のタンクにあっては、縦及び横の長さをいう。)及び高さが建替前の直径及び高さと同規模以下であるとき。(H. 11. 6. 15 消防危第58号質疑)

カ 簡易タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所の向きを変え、区画を変更し、又は位置をずらす等その設置場所で位置、区画を変更しようとするとき。

なお、簡易タンク貯蔵所については、同一敷地内でその設置場所を変更する場合を含む。

キ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更(瀬戸内市管轄内への転入を含む。)しようとするとき。ただし、同一敷地内における常置場所の変更は除く。

ク 移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクを積載する車両又は移動貯蔵タンクを交換しようとするとき。

##### (3) その他

ア 製造所等の変更許可の手続きを要しない軽微な変更の範囲については、執務資料編6「製造所等における変更工事の取扱い」によること。

#### 2 申請の方法

製造所等の設置又は変更許可申請は、次に掲げる方法によること。なお、品名、数量、倍数及び形態等により申請者が製造所等の細区分を選択できるものであること。

##### (1) 製造所

ア 政令第9条(製造所の基準)第20号の危険物を取り扱う付属タンクを含めて一の製造所(一工程又は一棟)ごとに申請すること。

イ 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う製造所の満たすべき技術上の基準としては、令第9条第2項(規則第13条の6)の特例基準又は令第9条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H. 1. 3. 1 消防危第14号 消防特第34号通知)

##### (2) 屋内貯蔵所

ア 一の貯蔵所（一棟）ごとに申請すること。

なお、隔壁で区画された二室以上の貯蔵場所がある場合であっても一の貯蔵所として申請すること。

イ 令第10条第3項の屋内貯蔵所を1の建築物の同一の階に隣接しないで2以上設置する場合は、それぞれを一の貯蔵所として申請すること。（H.1.7.4 消防危第64号質疑）

ウ 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第10条第1項の基準又は第4項（規則第16条の2の3）の特例基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。ただし、指定過酸化物質又はアルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所を除く。（H.1.3.1 消防危第14号、消防特第34号通知）

エ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第10条第5項（規則第16条の2の4から第16条の2の6まで）の特例基準又は政令第10条第1項、第2項及び第4項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H.1.3.1 消防危第14号、消防特第34号通知）

オ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場所に相当期間とどめる場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋内貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものであること。

（H.10.3.27 消防危第36号通知）

なお、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請については、第5節3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請によること。

### (3) 屋外タンク貯蔵所

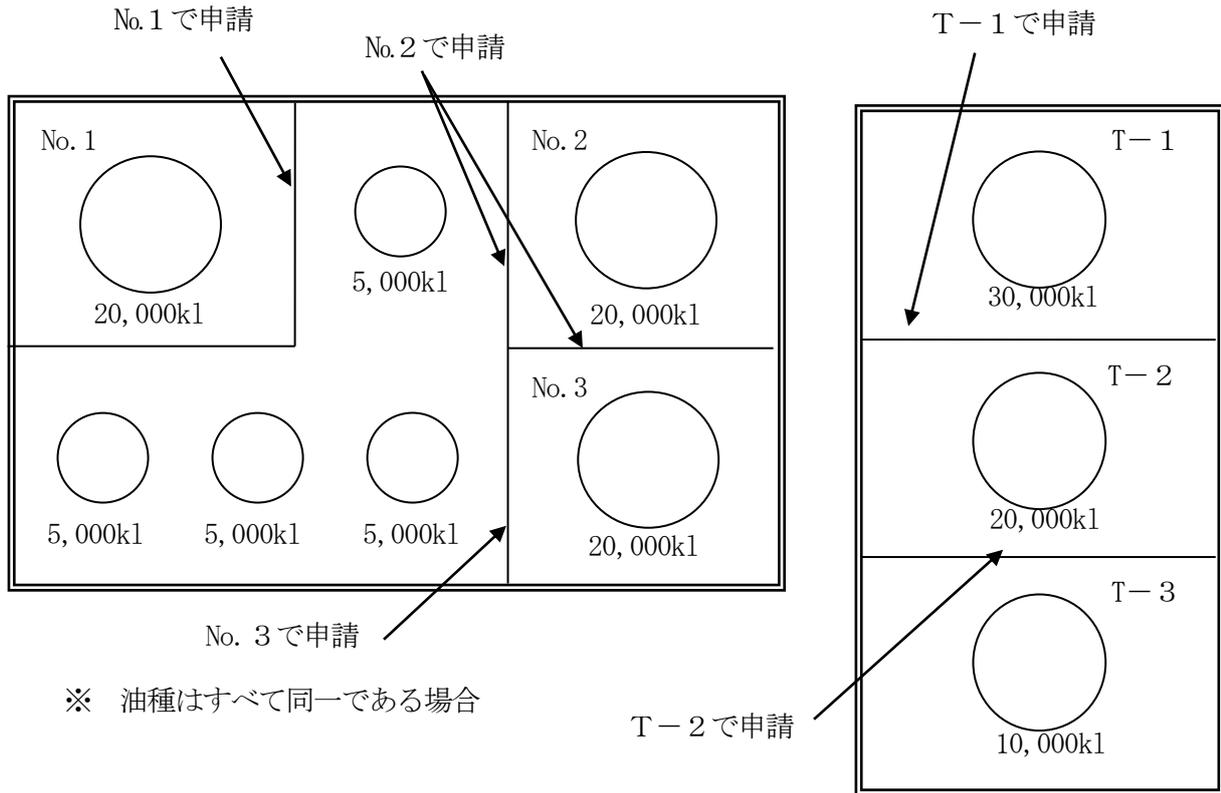
ア 貯蔵タンク1基ごととし、同一防油堤内に2基以上ある場合でも1基ごとに申請すること。

ただし、共用の注入口、ポンプ設備等に係る変更許可申請は、主たるタンク（貯蔵危険物の種類、数量により指定数量の倍数が最も大なるタンクをいう。以下同じ。）の付属設備として申請し、その他の貯蔵タンクは資料提出によること。

なお、主たるタンク以外のタンク本体等に係る変更工事と共用の注入口、ポンプ設備等に係る変更工事を同時に行う場合にあつては、この限りでない。

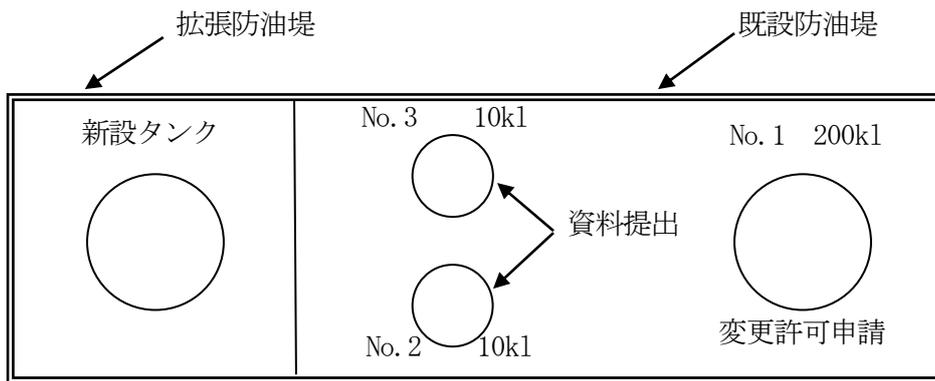
イ 既設防油堤を変更する場合は、変更する防油堤内に設置されている貯蔵タンクのうち主たるタンクを変更許可申請し、その他の貯蔵タンクは、資料提出によること。

なお、仕切堤の新設、又は改修する場合の手続きについても同様とすること。（第1-1-1図参照）



第1-1-1図

ウ 既設防油堤を拡張して屋外貯蔵タンクを新設する場合は、拡張する防油堤内に設置されている既設屋外貯蔵タンクのうち主たるタンクを変更許可申請し、その他の貯蔵タンクは、資料提出によること。（第1-1-2図参照）



※ 油種はすべて同一である場合

第1-1-2図

エ 既設防油堤内に当該防油堤を変更することなく屋外貯蔵タンクを新設（建替えを含む。）する場合は、既設屋外貯蔵タンクは変更許可の申請は必要なく、資料提出によること。

オ 防油堤（仕切堤を含む。）の配管貫通部の保護措置を講ずる場合は、保護措置をする防油堤内に設置されている屋外貯蔵タンクのうち主たるタンクを変更許可申請し、その他の貯蔵タンク

クは、資料提出によること。

ただし、配管の変更に伴い新たに既設防油堤を貫通することとなる場合は、当該配管に係る屋外タンク貯蔵所のうち主たるタンクを変更許可申請し、その他は資料提出によること。

カ 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第11条第3項（規則第22条の2の3）の特例基準又は政令第11条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

（H. 1. 3. 1 消防危第14号，消防特第34号通知）

（4）屋内タンク貯蔵所

貯蔵タンクの設置基数にかかわらず、タンク専用室ごとに申請すること。

（5）地下タンク貯蔵所

貯蔵タンク1基ごとに申請すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンク貯蔵所として申請することができる。（S. 54. 12. 6 消防危第147号質疑）

なお、指定数量未満の地下貯蔵タンクを2基以上設置する場合でその貯蔵量を合算して指定数量の倍数が1以上となる場合は、一の地下タンク貯蔵所として申請すること。

ア 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室に設置されている場合

イ 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合

ウ 2以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合

（6）簡易タンク貯蔵所

簡易タンク1基ごとに申請すること。ただし、2以上の簡易タンクを設置する場合は、タンク専用室ごと、又は屋外にあっては堀、コンクリート舗装又は排水溝で区画された部分を一の簡易タンク貯蔵所として申請することができる。

（7）移動タンク貯蔵所（H. 9. 3. 26 消防危第33号通知）

ア 移動タンク貯蔵所の許可は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両毎に行うこと。

被けん引車のけん引車は一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものであること。

けん引車の新設及び廃止（増設又は減少）については、資料提出は不要であること。

イ 常置場所の変更に伴う変更許可申請

（ア）移動タンク貯蔵所の常置場所の位置の変更は、変更許可申請を要し、当該申請は、変更後の常置場所を管轄する市町村長等に行うこと。ただし、同一敷地内の常置場所の位置の変更は、資料提出とすること。

（イ）常置場所の位置の変更に際し、変更後の常置場所を管轄する市町村長等が変更前と異なる場合（以下「行政庁の異なる常置場所の変更」という。）には、変更許可申請にあたって、変更前の最新の許可書、これに添付されていた申請図書（常置場所に係る図書を除く。）、タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写しを添付すること。なお、当該申請書に変更前の許可書（原本）、タンク検査済証（正）及び完成検査済証（原本）を添付することができるものであり、この場合には、当該申請書を許可書に添付し申請者に交付すること。

また、完成検査済証の記載事項に変更のある場合は、その経緯を示す届出書類（例えば、危険物貯蔵所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書、軽微な変更の届出書等）の写しを添付すること。

ウ 行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等

次の（ア）の方法により行い、行政庁の異なる常置場所の変更に伴う行政機関相互の連絡は（イ）によること。

（ア）新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請を同時に行う場合

許可申請書に譲渡又は引渡を行おうとする者が譲渡又は引渡を受ける者に対し変更許可に係る手続に関する権限を委任することを証する書面（委任状）及び譲渡証明書を添付した場合に限り、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を受けようとする者は、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができること。

(イ) 行政機関相互の連絡

新行政庁が行政庁の異なる常置場所の変更に係る許可をした場合は、新行政庁から旧行政庁に対し、その旨を通知すること。この場合において、受取人に渡るまでの間に、不正な改ざん等が行われていないことが確認できる場合は、ファクシミリ等簡易な方法により、行うことも可能であること。

なお、文書による通知の様式は、別記様式1を参考にすること。（H.14.2.26 消防危第28号通知）

## 別記様式1

## 移動タンク貯蔵所変更許可通知書

年 月 日

(旧行政庁危険物規制事務主管課) 殿

(新行政庁危険物規制事務主管課)

貴行政庁の設置（変更）許可に係る次表の第1欄に掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請書（及び譲渡引渡届出書）の提出があり、同表第2欄に掲げるとおり変更許可（及び当該届出書の受理）を行ったので通知します。

## 記

		第1欄	第2欄
許可行政庁			(例) 瀬戸内市長
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
設置・変更許可 年 月 日 (番 号)			
完成検査年 月 日 (番 号)			
譲渡引渡届出書 受理年月日			
その他 必要な事項			

- <注> 1 設置者の項の第2欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡と位置の変更が同時に行われるものである場合は、譲渡又は引渡を受けた者の住所及び氏名を記入すること。
- 2 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(8) 積載式（タンクコンテナ式）移動タンク貯蔵所（H. 4. 6. 18 消防危第54号通知）

積載式（タンクコンテナ式）移動タンク貯蔵所については、前（7）の例による他、次によること。

ア 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

イ 積載式移動タンク貯蔵所に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000以下となる数とするが、さらに設置者がその数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、

(ア) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を、

(イ) 設置許可を受けた後にあつては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を、それぞれ受けるものとする。

ウ 上記ウの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

エ 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、

(ア) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を、

(イ) 設置許可を受けた後にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を、それぞれ必要とするものとする。

オ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷下しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

カ 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷下しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。

キ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで1の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、規則第24条の5第5項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。

(9) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所 (H. 13. 4. 9 消防危第50号通知)

ア 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所については、上記(8)の例による他次によること。

イ 定義

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関(IMO)が採択した危険物の運送に関する規程(IMDGコード)に定める基準に適合している旨を示す表示板(IMO表示板)が貼付されている移動貯蔵タンク(以下「タンクコンテナ」という。)を積載する移動タンク貯蔵所をいう。

ウ 許可

(ア) 許可の単位

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両の数と同一であること。

(イ) 許可に係る手続き

設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数以上の数のタンクコンテナ(以下「交換タンクコンテナ」という。)を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合の手続きは次によること。

a 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける前

(a) 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要すること。なお、設置許可申請は、交換タンクコンテナが入港する前に受け付けて差し支えないこと。

(b) 貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が、タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量を危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要すること。

(c) 許可申請にあたって添付を要するタンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、当該タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることにかんがみ、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等、必要最小限にとどめること。

b 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後

保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加を、軽微な変更工事として取り扱って差し支えないこと。従って、変更許可及び完成検査は要しないものであること。

なお、交換タンクコンテナのIMDGコードへの適合性、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置の適合性及び貯蔵する危険物を資料(注)の提出(郵送、ファックス等)により確認すること。この場合、不明な点があれば、事業者等に確認すること。

注：タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書の写し、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に係る規格(JIS, ISO等)等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した書類をいう。

エ 完成検査

(ア) 完成検査に係る手続き

a 手続きの迅速化

(a) 完成検査申請は、タンクコンテナの入港前に、設置許可申請と同時に受け付けて差し支えないこと。また、完成検査の実施日はあらかじめ関係者と調整し、タンクコンテ

ナが入港後速やかに行われるようにすること。

(b) 完成検査済証の交付は、「完成検査済証等の交付手続きの迅速化について」(H. 10. 5. 20 消防危第54号通知)を参考に、迅速に行うこと。

(イ) 完成検査の方法

- a 完成検査は、タンクコンテナを車両に積載した状態で行うこと。この場合、タンクコンテナについては、IMO表示板の確認及びタンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認にとどめることができること。車両については、標識、掲示板、緊結装置の確認を行うこと。
- b 同時に複数の交換タンクコンテナに係る完成検査を行う場合は、緊結装置に同一性がある場合は、代表する一つのタンクコンテナを積載した状態で行って差し支えないこと。
- c タンクコンテナの輸入時に行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。

オ その他

- (ア) 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。
- (イ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、政令第15条第1項第17号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び規則第24条の8第8号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。
- (ウ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷下しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。
- (エ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷下しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。
- (オ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。
- (カ) 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、法第11条の4に定める届出を要すること。

(10) 屋外貯蔵所

ア 一の屋外貯蔵所ごとに申請すること。

イ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第16条第3項（規則第24条の12）の特例基準又は政令第16条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号、消防特第34号通知）

ウ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場所に相当期間とどめる場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋外貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものであること。

（H10. 3. 27 消防危第36号通知）

なお、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請については、第5節3タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請によること。

(11) 給油取扱所

ア 給油取扱所ごととし、専用地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び廃油の地下貯蔵タンク等を含めて申請すること。

イ 地下専用タンクを給油取扱所の敷地外へ設置する場合にあっても、給油取扱所に含めて申請すること。（S. 42. 10. 23 自消丙予発第88号質疑）

ウ 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について。

（H. 18. 4. 25 消防危第106号通知）

（ア）申請書に添付する書類等に関する事項

a 移動タンク貯蔵所構造設備明細書

船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車にあつては、「給油設備」欄で「有」及び「（航空機・船舶）」の「船舶」に印を付けること。この場合において、航空機給油取扱所においても用いることができる給油タンク車にあつては、「（航空機）」及び「（船舶）」両方に印を付けること。

b 申請書に添付する図面

給油空地に係る技術上の基準への適合を判断するために、危険物の規制に関する規則第4条第2項第3号に基づく図面に、予定される給油タンク車の大きさを破線等により図示すること。

（イ）その他

a 予防規程

給油タンク車を用いて給油することを明記する必要があること。

b 危険物取扱者

船舶給油取扱所において給油タンク車を給油設備として用いる場合においては、船舶給油取扱所と給油タンク車の双方の危険物取扱者の立会いの下で給油を行うことが必要であること。

(12) 販売取扱所

一の販売取扱所ごとに申請すること。

(13) 移送取扱所

ア 一の移送取扱所ごとに、原則として送り出し側において申請すること。

イ 海上の受け入れ、払い出し設備（栈橋等）は、一の移送取扱所として申請すること。

ただし、2以上の事業所で共用している栈橋等については、それぞれの事業所で個別に申請すること。

ウ その他第2章第12節（移送取扱所の基準）を参照すること。

(14) 一般取扱所

ア 政令第19条第2項の吹付塗装作業を行う一般取扱所，洗浄の作業を行う一般取扱所，焼入れ作業を行う一般取扱所，ボイラー又はバーナーで危険物を消費する一般取扱所，車両に固定されたタンクに危険物を注入する一般取扱所，容器に危険物を詰め替える一般取扱所，危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所，切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置を設置する一般取扱所，危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所，又はこれらに類する一般取扱所は，一の一般取扱所ごとに申請すること。

なお，令第19条第1項の基準について令第23条を適用し，同条第2項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用については，平成10年3月16日付け消防危第28号通知「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」によること。

イ 規則第28条の55の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては，当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号，消防特第34号通知）

ウ 規則第28条の56の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては，当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また，指定数量の倍数が10未満のものについては，規則第28条の56第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号，消防特第34号通知）

エ 規則第28条の57の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては，当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また，指定数量の倍数が10未満のものについては，規則第28条の57第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号，消防特第34号通知）

オ 規則第28条の58の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては，当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号，消防特第34号通知）

カ 規則第28条の59の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては，当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号，消防特第34号通知）

キ 規則第28条の60の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては，当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるほか，規則第28条の60第2項又は第3項のいずれかの特例基準を選択することも可能であること。また，指定数量の倍数が30未満のものについては，規則第28条の60第2項若しくは第3項又は第4項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号，消防特第34号通知）

ク 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては，政令第19条第3項の規定による規則第28条の61及び第28条の62の特例基準又は政令第19条第1項の基準及び第2項の基準（規則第28条の58の一般取扱所に係る基準に限る。）のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号，消防特第34号通知）

ケ 共同住宅（一部に貸事務所・店舗を有するものも含む。）、学校、ホテル等に燃料を供給する施設（H.15.8.6 消防危第81号通知）

次に掲げる区分に応じ法令が適用されること。

(ア) 専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び配管その他の設備

専用タンクの容量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設として一の一般取扱所として法第3章が適用されること。

(イ) 燃焼機器等

法第9条に基づき市町村の火災予防条例が適用されること。

(ウ) 冷暖房用等のボイラー

危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として法第3章が適用されること。

指定数量未満である場合は、燃料供給施設の一般取扱所に含めて一の一般取扱所として法第3章が適用されること。

コ 上記以外の一般取扱所

(ア) 製造所の例により申請すること。

(イ) 地下貯蔵タンクを設け、地上部分にポンプ設備を設けて容器等へ危険物の詰め替えをする場合で、地下貯蔵タンクが貯蔵を目的としたものであるときは、地下貯蔵タンクと直上のポンプ設備とは個別に地下タンク貯蔵所、一般取扱所として申請すること。

(15) 消火設備（各製造所等で共用している部分を変更する場合）

審査すべき項目に応じて、一番条件が厳しい製造所等で変更許可申請し、その他の製造所等は、資料提出によること。（例 加圧送水装置の移設：圧力損失又は必要水量が最大となる製造所等）

(16) 警報設備（各製造所等で共用している部分を変更する場合）

取扱数量の倍数が最大となる製造所等で変更許可申請し、その他の製造所等は、資料提出によること。（例 受信機の移設：受信機を設置する場所が、守衛室等の非危険物施設であるときは、関係する製造所等のうち最大倍数となる製造所等で変更許可申請とする。受信機を設置する場所が、危険物施設であるときは、当該製造所等で変更許可申請とする。）

### 3 危険物の規制に関する政令第23条（基準の特例）適用申請書について

特例適用申請書については、危険物製造所等設置（又は変更）許可申請書を提出前に事前相談により十分検討すること。

(1) 原則、新設については位置、構造、設備関係を十分検討できるため特例を前提としないこと。既施設で位置、構造、設備関係を変更することにより基準に適合させることが困難な場合のみ検討すること。

(2) 特例条件については、明確な理由を記入すること。（事業所の都合を考慮するものではないこと）

(3) 抵触条文を記入すること。

(4) 消防活動上及び延焼防止のため消火設備等を強化する必要があると思われる場合は、代替強化措置等を記入すること。

### 4 許可申請書類の編さん順序

製造所等の設置（又は変更）許可申請書類は、次のとおり添付し編さんすること。なお、変更許可申請書にあつては、既存の正本、副本の許可申請書を、変更に係る部分の図書類と差し替える方法で行うこと。

(1) 製造所等設置許可申請書（屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、移送取扱所を除く）

- ア 危険物製造所等設置許可申請書
- イ 危険物製造所等構造設備明細書
- ウ 附属タンク構造設備明細書
- エ 委任状
- オ 危険物の取扱い概要の説明書
- カ 貯蔵、取扱い危険物の性状表
- キ 危険物の貯蔵、取扱い数量及び指定数量の倍数計算書
- ク 工程概要図
  - ※ 製造所又は一般取扱所にあつては、設備、機器等の工程中の位置及び温度、圧力等の制御機構等を記載したいわゆるフローシート
- ケ 機器リスト
  - ※ 製造所又は一般取扱所にあつては、当該製造所又は一般取扱所を構成する設備、機器等の一覧表
- コ 事業所付近見取図
  - ※ 特定事業所は除く。
- サ 事業所全体配置図
  - ※ 当該製造所等の位置、構内道路、主要な建築物その他の工作物等を記載した全体配置図
- シ 製造所等の周囲の状況図
  - ※ 当該製造所等の周囲の道路、周囲の建築物その他の工作物、高圧ガス施設等の保安物件、保有すべき空地等を記載した周囲の状況図
  - ※ 保安距離の規制を受ける場合は、製造所等と保安物件までの距離を記載した図。ただし、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合、その旨を記載することにより距離を図示しないことができる。(H.9.3.26 消防危第35号通知)
- ス 製造所等施設の全体配置図
  - ※ 建築物その他の工作物、設備、機器等の配置が記載されたもの
  - ※ 貯留設備、油分離槽、囲い又は附属タンクの防油堤及び水抜弁も記載
- セ 製造所等の建築物、架構等の各階平面図、立面図等 (H.9.3.26 消防危第35号通知)
  - (ア) 建築物
    - 平面図（建築物等内の設備等の配置を示したもの。以下同じ。）、立面図（四面。以下同じ。）及び断面図（代表的な断面。以下同じ。）を添付すること。
    - a 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付は不要
    - b 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造を記載。窓又は出入口の防火戸等で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付は不要
    - c 排水溝、貯留設備等については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付は不要
  - (イ) 工作物（建築物に類似する架構等）、防火塀、隔壁等
    - 工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付
  - (ウ) 給油取扱所にあつては、次の書類等を添付すること。
    - a 事務所その他の取扱所の業務を行うについて必要な建築物及びキャノピーの概要図及び

付随設備図

- b 敷地と道路とのレベル及び給油空地，注油空地を明示した図面
- c 塀の高さを算定するために必要な隣接建物の状況を明示した図面
- d 防火塀の構造図

※ 補強コンクリートブロック造の防火塀の構造図は建築基準法施行令（昭和25年政令第355号）第62条の8の内容を参考とすること。

※ 地盤面からの高さが2.2mを超えるものは構造計算により安全性を確認し，必要に応じ構造計算書を提出すること。構造計算は「H. 12. 5. 23 建設省告示第1355号補強コンクリートブロック造の塀の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」等を参考とすること。

- e 上屋を設ける場合は，上屋と空地の割合に関する計算書
- f 規則第25条の4の各号に定める用途の求積表

ソ 基礎及び床等の構造図

※ 傾斜，貯留設備，油分離槽，囲い，排水側溝等の構造図

タ 電気設備図

※ 配線系統等及び主要な電気機械器具の概要を記載したもの

※ 照明，換気設備等を含む。

チ 静電接地及び避雷設備の設置位置並びに施工図

ツ 消火設備（第1種，第2種又は第3種）を設けるものにあつては，その設計計算書及び構造設備図

テ 警報設備（自動火災報知設備等）を設けるものにあつては，その設計書，構造設備図及び警戒区域図

ト 消火，警報設備の設置配置図

※ 第1種，第2種又は第3種の消火設備については，その防護範囲を明示

ナ 危険物を貯蔵し，又は取り扱うタンクの関係図書

※ 政令第9条第1項第20号の容量が指定数量の5分の1以上のタンク（以下「20号タンク」という。）の構造図を含む。

(ア) タンク構造図

※ 平面，立面，オリエンテーション図を含む。

(イ) タンク組立図（板取図）

(ウ) タンク付属設備図

※ ノズル，液面計，攪拌機，温度計，通気管，安全弁，底板下部の雨水浸入防止 措置，可とう管継手その他のタンク付属設備の構造図

(エ) タンク基礎図

(オ) 防油（液）堤構造図（屋外に設置した場合に限る。）

※ 断面図，配筋及び目地並びに水抜弁図を含む。

(カ) タンク容量及び防油（液）堤容量の計算書

(キ) タンクの設計計算書

※ 加圧タンクにあつては，強度検討書

※ 屋外の20号タンク（屋外に準ずる場所に設けられた屋内の20号タンクを含む。）にあつては，風荷重及び地震に対するタンク耐力検討書

(ク) タンク支柱の耐火被覆保護図（屋外の20号タンクのうち支柱高さ1mを超える場合）

(ケ) タンク保温（保冷）施工図

- (コ) 不燃性ガス封入装置，散水冷却設備図 (H.9.3.26 消防危第35号通知)
- (サ) 屋内貯蔵タンク，地下貯蔵タンクにあつては，通気管の位置及び周囲の状況を示す図面
- (シ) 地下貯蔵タンクにあつては，上記(ア)から(エ)及び(カ)のうちタンク容量計算書のほか，タンク外面保護措置，タンク埋設断面及び固定方法等の図書，二重殻タンクにあつては，漏れた危険物を検知できる設備に関する図書

ニ 危険物設備機器図及び危険物設備機器付属設備図

※ 危険物を貯蔵し，又は取り扱う設備，機器の構造図及び設備仕様書

※ 給油取扱所にあつては，付随設備図も添付

ヌ 危険物配管図 (H.9.3.26 消防危第35号通知)

(ア) 地上配管

a 製造所及び一般取扱所の地上配管

多数の配管を設置する施設の場合，フロー図等に，材質，口径等を記載することにより，配置図等の配管ルート等の記載を省略することができる。ただし，保有空地内に敷設する配管については，下記bの施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。

b 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外の地上配管

配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面図，配管支持物（耐火措置を含む。以下同じ。）等については，一定箇所ごとの断面，構造等の状況を配置図等に記載することにより，別途構造図の添付は不要。この場合，次の資料を添付すること。

(a) 配管支持物全体配置図

事業所の全体配置図等に配管支持物の配置を記載した図面

(b) 規則第13条の5第1号及び第2号の基準を満足する検討書

(c) 敷地内道路横断部の断面図（道路横断部の地上高さが4.0m以上であることを明記した場合は，省略することができる。）

なお，大型製造プラント等においては，フロー図等に，設置に係る設計条件（保有空地，他の施設等の通過状況，構内道路の横断状況，配管支持物の状況等）を記載することにより，配管ルート等の記載を省略することができる。

(イ) 地下配管

配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面，腐食防止措置（電気防食措置の場合にあつては，位置及び構造）については，一定箇所ごとの断面，敷設状況を配置図等に記載することにより，別途構造図の添付は不要

ネ 構造計算書等

計算のための諸条件，計算式及び計算結果のみを記載したものとするができること。

(H.9.3.26 消防危第35号通知)

ノ 緊急時対策に係る機械器具その他の設備概要図

※ 温度又は圧力の過上昇，流量の急激な変化，停電等による動力源の遮断，冷却水の不足等の異常状態の発生に対処するために設置される設備，装置等に関する系統又は構造を記載した図面

ハ 危険物以外の物質を貯蔵し，又は取り扱う工作物及び機械器具その他の設備については，全体配置図，機器リスト及び工程概要図によりその概要を示すこと。

ヒ その他必要な図書

(2) 屋外タンク貯蔵所設置許可申請書

ア 危険物製造所等設置許可申請書

イ 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書

ウ 委任状

エ 事業所付近見取図

オ 事業所全体配置図

カ 貯蔵所設置位置図

※ 防油堤周囲道路幅員，敷地内距離，保安距離，保有空地，タンク間距離，タンクと防油堤との距離，仕切堤位置，防油堤の階段，目地，水抜弁，ブランケット，流出油自動検知装置，ポンプ設備等

キ 危険物性状表

ク タンク容量計算書

ケ 配管系統図

前記(1)による他，受け入れ先及び払い出し先を明示し，当該屋外タンク貯蔵所の付属となる範囲を明示した系統図

コ 工事計画書（特定屋外タンク貯蔵所に限る。）

サ 工事工程表（特定屋外タンク貯蔵所に限る。）

シ 基礎及び地盤の設計図書

(ア) 基礎及び地盤の平面図，断面図，詳細図，計算書

(イ) 特定屋外貯蔵タンクにあつては，地質調査資料，設計計算書その他必要な資料

ス タンク本体の設計図書

(ア) 組立図，板取図，溶接詳細図，オリエーション図，付属品配置図

(イ) タンク設計計算書（特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクにあつては，耐震耐風圧検討書）

(ウ) 特定屋外貯蔵タンクにあつては，溶接部に関する説明書，通気管設置検討書その他タンクに関し必要な資料

セ 付属設備関係資料

(ア) タンク関係

※ 加熱設備，ルーフドレン設備，泡消火設備，冷却散水設備，マンホール詳細，浮屋根シール機構，ノズル詳細，通気管，液面計，温度計，避雷設備，底板下部の雨水浸入防止措置，脚柱耐火被覆施工図，攪拌機，保温又は保冷図等

(イ) 防油堤関係

防油堤及び仕切堤の平面図，断面図，配筋図，目地詳細図，配管貫通部補強図，階段図，ブランケット図，排水ピット図及び水抜口開閉装置図，流出油自動検知装置図，防油堤強度計算書，防油堤容量計算書等

※ 複数の屋外タンク貯蔵所が共有する防油堤については，共通の図書として一にまとめることができる。

(ウ) ポンプ関係

ポンプ設備図及び仕様書，ポンプ室構造図，ポンプ基礎図，床，囲い，油分離槽，流量計及びストレーナ図等

(エ) 配管関係

前記(1)によるほか，可とう管継手図，緊急遮断弁図(1万kl以上の屋外貯蔵タンクに限る。)

ソ 電気設備図（動力配線施工図等）

タ 静電接地図及び避雷設備図

※ 接地位置図及び施工図

チ エマージェンシー設備図(前記(1)ヒに準ずる。)

ツ 第3種消火設備設計計算書及び構造設備図

※ 消火設備設計計算書

※ 消火配管敷設図, 泡消火薬剤等原液タンク図, 消火用ポンプ図, 泡消火薬剤混合装置図, 泡放出口詳細図, 始動表示灯, 消火栓箱, 貯水槽, 予備動力源, 動力配線系統図等

テ 消火, 警報設備設置配置図

※ 補助泡消火栓, 第4種及び第5種消火設備の配置図

(3) 移動タンク貯蔵所設置許可申請書 (H. 9. 3. 26 消防危第33号通知)

移動タンク貯蔵所の位置, 構造及び設備に関する図面は, 次に掲げるものとする。

なお, ア及びイに掲げる図面以外の図面の添付は要しないものであること。ただし, 新たに特殊な構造又は設備を設置することとなる移動タンク貯蔵所に係るア及びイに掲げる図面以外の当該特殊な構造又は設備の図書の添付の要否については, 統一性を図る必要があるので, 予防課に確認すること。

ア 移動タンク貯蔵所 (政令第15条第1項)

次に掲げるもののうち, 該当するものとする。

(ア) 配置図

(イ) 外観三面図

(ウ) タンク構造図

(エ) 配管概要図

(オ) 安全装置構造図

(カ) 可燃性蒸気回収設備概要図

(キ) 側面枠取付図

(ク) 側面枠構造図

(ケ) 防護枠取付構造図

(コ) 底弁及び閉鎖装置構造図

(サ) 電気設備概要図

(シ) 注入ホース構造図

(ス) 静電気除去装置構造図

イ 積載式移動タンク貯蔵所 (政令第15条第2項)

前アに定めるもののほか, 次に掲げるものとする。

(ア) 箱枠構造図

(イ) 緊結装置構造図

ウ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所 (政令第15条第5項)

第1章第1節2(9)ウ(イ), 参考資料(H. 4. 11. 12 消防危第93号通知), 参考資料(H. 16. 3. 23 消防危第35号通知)によること。

(4) 移送取扱所については, 前記(1)及び(2)のほか規則第4条第3項第7号又は, 規則第5条第3項第7号及び規則別表第1の2によること。

(5) その他留意事項

ア 複数の製造所等において共用する消火設備, 防油堤等については, 共通の図書として一にまとめることができる。

イ 添付資料は, 必要に応じて図面を兼用することができる。

ウ 機械器具その他の設備等の図面は, カタログ等をもって代えることができる。

エ 変更許可申請書の添付資料については, 「変更内容説明書」を添付し必要な図書(前記(1)

～(4)を準用する。)を添付すること。

変更に関する添付資料には付箋を付し、当該資料の変更部分には目印を施すこと。

なお、一の図面全てが変更される場合等、明らかに図面タイトル又は説明資料等で変更内容の理解が可能なものについては、目印は不要。

オ タンク板の補修については、原則として自主点検による板厚測定等の結果を添付すること。

## 5 許可申請書等の記載方法その他必要な事項

許可申請書等に記載する事項及びその他必要な事項は、次によること。

### (1) 製造所等(移送取扱所を除く。)の許可申請書

ア 申請者は、設置者と同一であること。ただし、設置者から委任を受けた場合は、設置者以外の者が申請することができる。この場合は、委任状を添付すること。

なお、雇用関係が明白に認められる場合は、委任状を添付しないことができる。

イ 申請者は、法人にあっては、その職を示した印を使用すること。

ウ 設置者が、法人の場合は、本社の所在地、名称及び代表者の職、氏名を記載すること。

エ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号の規定により、「防火地域」、「準防火地域」の別を、用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号の規定により、「商業地域」、「工業地域」等の別を、防火地域又は用途地域が指定されていない設置場所は、「指定なし」と記載すること。

オ 製造所等の別は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記載すること。

カ 貯蔵所又は取扱所の区分は、施設区分を記載し、細区分のあるものについては、細区分を併せて記載すること。

キ 危険物の品名の記載は、次によること。

(ア) 法令で定められた品名のほかに、化学名又は通称名(一般名)を記載すること。その他詳細は、別紙に記載し添付すること。

(イ) 貯蔵又は取り扱う危険物が多数の場合は、主たる品名を記載するとともに、主たる品名を含めて別紙に記載し添付すること。

ク 指定数量の倍数の数値は、単独の場合は小数第2位を切り捨てること。また、複数の場合は、それぞれ品名別に小数点以下の数値を出し、その合計したものを単独の場合に準じて切り捨てること。

ケ 位置は、政令第9条第1項第1号の位置を記載すること。

コ 変更内容及び変更理由は、次によること。

(ア) 変更内容が多数の場合には、代表的な事項を記載し、その他詳細は、別紙に記載し申請書に添付すること。

(イ) 代表的な事項の記載は、変更許可申請の対象となる変更事項を記載すること。

(ウ) 別紙に記載する変更事項の記載については、執務資料編2「変更内容明細書記載要領」を参考にすること。

サ 着工予定期日は、「許可後〇〇日」又は年月日を、完成予定期日は、「着工後〇〇日」又は年月日を記載すること。

シ 製造所等の施設名又はタンク番号等がある場合には、様式右肩欄外に記載しておくこと。

ス 申請者及び設置者住所、設置場所住所については、瀬戸内市〇番〇号又は瀬戸内市〇〇1-〇-〇とすること。(数字、漢字は問わない)

### (2) 移動タンク貯蔵所(H.9.3.26 消防危第33号通知)

移動タンク貯蔵所にあつては、前(1)によるほか、次によること。

ア 積載する危険物の混載表等

複数の危険物を積載する場合にあっては、次の表の例を参考として作成し、添付すること。

積載危険物一覧表(その1)

(タンク容量：11,000ℓ)

類別	品名	化学名	積載容量	比重	積載重量	倍数
第4類	特殊引火物	イソプレン	11,000ℓ	0.7	7,700kg	220
	第1石油類	ガソリン	11,000ℓ	0.75	8,250kg	55
	アルコール類	メタノール	11,000ℓ	0.792	8,712kg	27.5
	第2石油類	灯油	11,000ℓ	0.80	8,800kg	11

積載危険物一覧表(その2)

(タンク容量：14,000ℓ)

類別	第4類			倍数	積載重量 (kg)
	品名	第1石油類	第2石油類		
化学名	ガソリン	灯油	軽油		
比重	0.75	0.80	0.85		
数 量	14,000	0	0	70	10,500
	12,000	2,000	0	62	10,600
	12,000	0	2,000	62	10,700
	10,000	4,000	0	54	10,700
	10,000	0	4,000	54	10,900
	8,000	6,000	0	46	10,800
	8,000	4,000	2,000	46	10,900
	8,000	0	6,000	46	10,100
	6,000	8,000	0	38	10,900
	6,000	0	8,000	38	11,300
	6,000	4,000	4,000	38	11,100
	4,000	10,000	0	30	11,000
	4,000	0	10,000	30	11,500
	4,000	6,000	4,000	30	11,200
	2,000	12,000	0	22	11,100
	2,000	0	12,000	22	11,700
	0	14,000	0	14	11,200
	0	0	14,000	14	11,900
0	8,000	6,000	14	11,500	

イ 移動タンク貯蔵所の各図面の記載要領は、次のウからチによること。なお、次の表に掲げる

ものは許可の審査に当たって特段必要としないものであるので図面の添付及び図面上への記載は必要としないこと。

審査を必要とせず，図示等を必要としない設備

項目	設備名
車両に係る設備	タイヤキャリヤ, 燃料タンク, ランプ類 (路肩灯, 作業灯, 車幅灯), 反射鏡 (リヤアンダーミラー等), 方向指示器, バッテリー, ナンバープレート, 車両操作レバー等
付属設備	工具箱, ランニングボード, 防護枠水抜き管 (ホース), はしご, 衝突防止反射板, 後方確認カメラ, 「毒」等の標識, 配管固定金具等

ウ 配置図

配置図は、敷地内及び敷地の周囲の状況が判断できる平面図とし、常置場所を図示するとともに、常置場所の周囲の状況が明記されていること。また、建築物の1階に常置する場合は、当該建築物の構造を図示するとともに建築物の構造部の材料を付記すること。ただし、常置場所が敷地内の中央等にあり明らかに敷地外から影響を受けない場合は、敷地内のみを図示した平面図とすることができる。

エ 外観三面図

(ア) 外観三面図は、平面図、側面図(左側)及び後面図とすること。

(イ) 図面の縮尺は、1/50から1/20までとすること。

(ウ) 図面には、次に掲げる寸法を記載すること。

- a 車両の全長、全高及び全幅
- b 20klを超えるものの車両の最外側、タンクの最外側、タンク後部最外側と後部緩衝装置との距離 (300mm 以上が確認できるものでも可)

(エ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。

- a 共通
  - ・ 注入口、安全装置、可燃性蒸気回収設備、底弁ハンドル、検尺口、吐出口、接地導線、不活性ガス配管・封入口 (材質を付記すること。) 及び後部緩衝装置
  - ・ 緊急レバー及び緊急レバー表示
  - ・ 「危」の標識
  - ・ 危険物の類、品名及び最大数量の表示 (表示位置を図示すること。)
  - ・ 消火器

【ホース収納装置を有する移動タンク貯蔵所の場合】

- ・ ホース収納装置 (ホースボックスを含む。) の取付け位置

【ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所の場合】

- ・ レベルセンサー、電気配線配管、配管保護枠及び発信器接続コネクタ

【エア式底弁を有する移動タンク貯蔵所の場合】

- ・ エアータンク、プロテクションバルブ及びコントロールボックス

b 積載式移動タンク貯蔵所

- ・ 箱枠及び緊締金具等
- ・ 行政庁名等の表示

(オ) 外観三面図に記載を要しないもの

キャブの詳細，底弁，配管，配管系統図，流量計，切換弁，間仕切板，防波板，タンクの材質・板厚，計器関係

オ タンク構造図

(ア) タンク構造図（タンク本体のみとし，サブフレーム，ホースボックス，当て板，ステー等は除く。）は，平面図，側面図の断面図及び後面図とすること。

(イ) 図面の縮尺は，1/50から1/20までとすること。

(ウ) 図面には，次に掲げる寸法を記載すること。

- a タンク内測寸法，タンク室寸法（間仕切板間又は間仕切板と鏡板との間）等
- b 鏡板張出し寸法，防波板寸法等
- c マンホール及び底弁フランジ取付寸法

(エ) 図面には，次に掲げるものの名称を図示すること。

- a 共通
  - ・ タンク胴板，鏡板及び間仕切板
  - ・ 防波板及び防波板支柱
  - ・ マンホール及び底弁フランジ
  - ・ 側面枠及び防護枠
  - ・ タンク検査済証取付座（外観三面図に図示することによることもできる。この場合は当該図面への図示は要しない。）
- b 積載式移動タンク貯蔵所
  - ・ 許可行政庁及び設置の許可番号の表示（外観三面図に図示することによることもできる。この場合は当該図面への図示は要しない。）

(オ) 図面には，次に掲げる事項を記載すること。

- a 内容積の計算
 

容積は，リットル単位とし，小数点第1位を四捨五入すること。
- b 空間容積比の計算
 

容積比は，パーセントで示し，小数点第2位を四捨五入すること。なお，各室毎の空間容積についても記載すること。
- c 防波板面積比の計算
 

面積比は，パーセントで示し，小数点第2位を四捨五入すること。
- d 主要構造部名
 

主要構造部名は，別に欄を設け，主要構造部の名称，個数，材質，板厚等を記載すること。
- e タンク前後方向
 

タンク構造図には，前後方向を矢印で示すこと。
- f タンク胴板と鏡板との溶接方法を図示すること。

【積載式移動タンク貯蔵所の場合】

- g 積載式移動タンク貯蔵所にあつては，移動貯蔵タンク荷重（移動貯蔵タンク，附属装置及び箱枠の自重，貯蔵する危険物の重量等の荷重をいう。以下同じ。）及びその計算式を記載すること。（箱枠構造図に記載する場合は，当該図面への記載を要しない。）
- h 積載式移動タンク貯蔵所のうち箱枠構造以外のものにあつては，規則第24条の5第4項第1号に規定する積替え時に移動貯蔵タンクの荷重によって生ずる応力及び変形に対して，安全なものであることを示す強度計算式を記載すること。又は，安全であることが確認できる強度試験結果書を添付すること。

## カ 配管概要図

(ア) 配管概要図は、平面の概要図とすること。なお、図面には、材質、寸法、固定金具の位置等の記入を必要としないこと。

(イ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。

- a 弁類（吐出弁、底弁、バイパス弁、切換弁、制御弁等）及び吐出口
- b ポンプ
- c 底弁閉鎖装置のレバー及びロッド
- d フレキシブルジョイント、ビクトリックジョイント等の特殊な継手
- e 流量計
- f 油種確認等の特殊な結合金具等

(ウ) 図面には、車両の前方向を矢印で示すこと。

(エ) 配管により底弁の損傷を防止するための措置をするものは、その方法を図示すること。なお、前記(イ) dの特殊な継手（フレキシブルジョイント、ビクトリックジョイントを除く。）で、かつ、配管以外の方法による場合又は f に掲げる結合金具等を設ける場合には、別にその資料を添付すること。

## 【ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所の場合】

(オ) 余白に最大常用圧力、配管水圧試験圧力及び配管水圧試験実施の旨を記載すること。

## キ 安全装置構造図

(ア) 安全装置構造図は、断面図とすること。

(イ) 図面には、主要構造部の名称、材質並びに安全装置の外径、高さ及び弁の孔径、リフトの高さを記載すること。

(ウ) 安全弁の有効吹き出し面積の計算式を記載し、小数点第2位を四捨五入すること。

## ク 可燃性蒸気回収設備概要図

(ア) 可燃性蒸気回収設備概要図は、配管図及び断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。

(イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。

## ケ 側面枠取付図

(ア) 側面枠取付図は、移動タンク貯蔵所の後部立面図とし、最外側線、接地角度、取付角度及び移動貯蔵タンクに貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点（以下「重心高」という。）を記載すること。

(イ) 図面の余白には、重心高の計算を記載すること。なお、比重の異なる危険物を取り扱う移動タンク貯蔵所の重心高の計算は、積載する危険物の最大積載重量となる値によること。

## コ 側面枠構造図

(ア) 側面枠構造図は、平面図、側面図、後面図及び断面図とし、主要構造部の名称及び主要寸法を記載すること。

(イ) 図面の余白には、形鋼による場合の側面枠補強板及び前後部それぞれのタンク端から側面枠までの距離を記載するとともに、保温（冷）等を行う場合には、取付座、補強部材、締付けボルト、断熱材、被覆板等の名称、材質、板厚及び寸法を記載すること。

## サ 防護枠取付構造図

(ア) 防護枠取付構造図は、マンホール、底弁ハンドル、注入口、注入口ハンドル、安全装置、可燃性蒸気回収設備等の附属装置と防護枠との関連を明らかにした防護枠取付箇所断面図とすること。

(イ) 図面には、主要構造部の名称並びに防護枠の寸法及び附属装置の頂部と防護枠との高さの差のうち、その差の最も小さい箇所の寸法（50mm以上が確認できるものでも可）を記載する

こと。

- (ウ) 図面の余白には、マンホールのふた、注入口のふたの材質及び板厚を記載するとともに、保温（冷）等を行う場合には、取付座、補強部材、締付けボルト、断熱材、被覆板等の名称、材質、板厚及び寸法を記載すること。

#### シ 底弁及び閉鎖装置構造図

- (ア) 底弁及び閉鎖装置構造図は、断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- (イ) 図面には、底弁及び開閉装置の作動説明図（エア－底弁については、エア－制御系統を含む。）を併記し、作動要領を簡明に記載すること。
- (ウ) 図面には、緊急レバーの長さを記載すること。

#### ス 電気設備概要図

- (ア) 電気設備概要図は、原則として可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所で使用されるモーター、スイッチ、照明機器、レベルセンサー等の電気設備の取付位置図及び個々の外観図とする。
- (イ) 図面には、主要構造部の名称及び可燃性蒸気に引火しない構造の規格等があるものについては、それを記載すること。ただし、別に添付することもできる。
- (ウ) ボトムローディング注入方式の設備及び混油防止装置を有する移動タンク貯蔵所にあつては、センサー、発信機能等の機能説明図を付記し、機能概要を簡明に記載すること。

#### セ 注入ホース構造図

- (ア) 注入ホース構造図は、注入ホース（ノズル、ホース収納装置を有する移動タンク貯蔵所にあつては、ホース収納装置（ホースボックスを除く。）、ノズルを含む。）の断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。
- (ウ) 静電気に対して導電性を有するものは、その主要構造等を明記すること。

#### ソ 静電気除去装置構造図

- (ア) 静電気除去装置構造図は、断面図とし、主要構造部の名称及び主要寸法を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。

#### 【積載式移動タンク貯蔵所の場合】

#### タ 箱枠構造図

- (ア) 箱枠構造図は、平面図、正面図、側面図及びタンク取付図とし、箱枠部材の名称、材質、1組分の所要数及び寸法等を記載すること。
- (イ) タンク取付図には、付属装置の頂部と箱枠の最外側との寸法の差のうち、その差の最も小さい箇所の寸法（50mm以上が確認できるものでも可）を記載すること。
- (ウ) 図面の余白には、主要構造部材名、材質及び異径継手の材質を記載すること。なお、異径継手の口径、形状等の図面及び記載は要しない。
- (エ) 図面には、次の事項が確認できる強度計算書又は強度試験結果書を添付すること。
- a 移動貯蔵タンクの移動方向に平行のもの及び垂直のものにあつては、移動貯蔵タンク荷重の2倍以上、移動貯蔵タンクの移動方向に直角のものにあつては、移動貯蔵タンク荷重以上の荷重に耐えることができる強度を有していること。
  - b 積替え時に移動貯蔵タンク荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものであること。

#### 【積載式移動タンク貯蔵所の場合】

#### チ 緊結装置構造図

- (ア) 緊結装置に緊締金具及びすみ金具を用いる場合の緊結装置構造図は、次のとおりとするこ

と。ただし、緊締金具及びすみ金具が日本工業規格（以下「J I S」という。）により造られたものであって移動貯蔵タンク荷重がJ I Sにおける最大総重量を超えないものは、強度計算書の添付は要しないこととして差し支えないこと。

a 緊締金具の構造図

緊締金具の構造図は、平面図、正面図及び右又は左側面図とし、強度計算書を添付すること。

b すみ金具の構造図

すみ金具の構造図は、平面図、正面図及び右又は左側面図とし、強度計算書を添付すること。

(イ) 緊結装置にUボルトを用いる場合の緊結装置構造図は、タンクの緊結状態を示す平面図及び正面図又は側面図とし、強度計算書を添付すること。

なお、図面は、緊結時の構造が明らかなものとする。

(3) 移送取扱所の許可申請書

ア 起点又は終点は、所在地、事業所名を併記すること。この場合、起点又は終点が複数のときは、主たる起点又は終点（配管延長が最大となるもの。）を記載し、詳細については、別紙に記載し添付すること。

イ 経過地は、配管が設置される主たる地名（主たる道路、河川又は海）を記載すること。

ウ 配管の延長は、配管長さの合計ではなく、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものを記載すること。

エ 危険物の移送量は、類、品名が多数にわたる場合、1日において取り扱い得る最大移送量を記載し、詳細については別紙に記載し添付すること。

オ ポンプの種類等は、それぞれの項目に記載し、複数のポンプを設置する場合、主たるポンプ（移送量が最大のもの。）を記載し、その他のポンプは、主たるポンプを含め別紙に記載し添付すること。

カ 配管の条数が複数ある場合は、起点、経過地、終点、品名（化学名又は通称名）、移送量、配管（延長、外径、材質、厚さ）、ポンプ機番、最大常用圧力等を記載した一覧表を添付すること。

キ その他、前記(1)の例により記載すること。

(4) 委任状

ア 申請者が代理人を定めたときは、委任状を添付すること。

イ 委任状の大きさは、日本工業規格A4とすること。

ウ 委任状の型式及び内容は、記載例のように内容が明確にされていること。

エ 委任状は、許可申請書の1部に添付し、他の1部には当該委任状の写しを添付すること。

【委任状記載例】

委 任 状

私は、瀬戸内市〇〇町〇番〇号〇〇株式会社〇〇〇瀬戸内太郎 印 を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1 委任する物件

瀬戸内市〇〇町〇番〇号 危険物給油取扱所

2 委任する権限

- (1) 危険物の規制に関する法令の規定による設置（変更）許可，完成検査前検査及び完成検査の申請に関する手続きに関すること。
- (2) 計画の変更に伴う申請書類の訂正に関すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇町〇番〇号

氏名 株式会社〇〇取締役社長〇〇 印

(5) 製造所等構造設備明細書

システムの入力項目にある設備、機器等の名称をできるだけ用いること。(全施設)

ア 製造所・一般取扱所

- (ア) 事業の概要は、事業所の概要のほか、施設の設置目的又は用途等の概要を記載すること。
- (イ) 製造所(一般取扱所)の敷地面積は、当該施設の区画の面積を記入すること。
- (ウ) 建築物が2棟以上ある場合は、主たる建築物について建築物の構造欄に記載し、その他の建築物は別紙に記載し添付すること。
- (エ) 壁、床、柱、はり、屋根及び階段は、その構造を記載し、窓及び出入口については、特定防火設備又は防火設備の別を記載すること。
- (オ) コンクリートブロックを使用する場合にあっては、その厚さを記載すること。
- (カ) 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合は、次によること。
  - a 「建築物の構造」欄は、製造所(一般取扱所)が存する部分について記載するものとし、複数階にわたる場合にあっては、次の点に留意して記載すること。
    - (a) 「階数」欄には、製造所(一般取扱所)が存する階を列挙すること。
    - (b) 「建築面積」欄には、最大階の建築面積、又は区画面積を記載すること。
    - (c) 「延べ面積」欄には、各階の建築面積、又は区画面積の合計を記載すること。
    - (d) その他の欄については、それぞれの欄ごとに代表的な構造を記載すること。
    - (e) 各階ごとに面積、構造が異なる場合は、別紙に各階ごとの面積、構造を記載し添付すること。
  - b 「建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造」欄は、当該建築物全体の構造について記載するものとし、「建築物の構造概要」欄には、主要構造部の材質を記載すること。
- (キ) 製造(取扱)設備の概要は、主要機器の種別、基数等について記載すること。
- (ク) 政令第9条第1項第20号のタンク(以下、「20号タンク」という。)の概要は、タンク番号(名称)、容量及び基数を記載すること。
  - a 屋内タンク、屋外タンク、又は地下タンクの別がわかるように記入すること。
  - b 欄内に収まらない場合は、別紙一覧表を構造設備明細書の後に添付すること。
  - c 記載方法は、次の記載例を参考にすること。

〔記載例－1〕

令第9条第1項 第20号のタンク の概要	VE-10(蒸留塔受槽) 5kl(屋内) D-02(サンプルドラム) 3kl(屋外) No.3潤滑油タンク(屋外) 15kl VE-4(還留受槽) 600l(屋内) T-5(抽出タンク) 8.5kl(地下) TK-6(中間タンク) 3.5kl(地下)
----------------------------	--

〔記載例－2〕：欄内に収まらない場合の例

令第9条第1項 第20号のタンク の概要	屋外タンク 10基 屋内タンク 12基 地下タンク 13基 詳細別紙
----------------------------	---

- d その他20号タンクの記載要領の詳細については、執務資料編3「タンク検査済証の記載要領」によること。
- (ケ) 配管については、材質と外面防食措置又は防食塗装について記載すること。
- (コ) 加圧設備、加熱設備及び乾燥設備については、危険物を加圧、加熱又は乾燥する設備について記載すること。
- (サ) ためます等の欄は、油分離装置又はためます等の区分を記載すること。
- (シ) 換気、排出の設備は、その種別（名称）、個数等について記載すること。
- (ス) 静電気除去設備は、接地工事、静電気除去装置等その種類について記載すること。
- (セ) 電気設備は、配線方法及び防爆構造等の種類について記載すること。
- (ソ) 避雷設備は、J I SA4201による種別方法及び基数等について記載すること。
- (タ) 警報設備は、自動火災報知設備、加入電話、非常ベル等その種類等について記載すること。
- (チ) 消火設備は、政令別表の区分、基数について記載すること。この場合、第4種又は第5種の消火設備については、その適応性及び薬剤容量又は薬剤重量を併記することを要しないこと。
- なお、消火設備が多数の場合は、概略を記載し詳細は別紙に記載し添付すること。
- a 記載方法は、次の記載例を参考にすること。
- b 消火設備欄に収まらない場合は、主要な消火設備を記載しその他の消火設備については、「その他別紙」又は「詳細別紙」等と記入すること。この場合、必ず構造設備明細書の次に別紙一覧表を添付すること。
- c 構造設備明細書の消火設備欄に記載する消火設備は、当該製造所等において法的に必要とされるもののみとし、自主設置のものは記載しないこと。

[記載例]

消火設備	第1種屋内消火栓×2 第1種屋外消火栓×3 第2種スプリンクラー 第3種水噴霧×2 第3種屋外泡消火栓×4 第3種屋内泡消火栓×5 第3種泡ヘッド×10 第3種泡チャンバー×3 第3種モニターノズル×2 第3種CO <sub>2</sub> (固定式)×2 第3種CO <sub>2</sub> (移動式)×3 第3種ハロゲン(固定式)×2 第3種ハロゲン(移動式)×3 第3種粉末(固定式)×2 第3種粉末(移動式)×3 第4種泡×5 第4種強化液×2 第4種CO <sub>2</sub> ×3 第4種粉末×25 第5種泡×5 第5種強化液×2 第5種CO <sub>2</sub> ×3 第5種粉末×35 第5種乾燥砂 100kg	政令別表第5に定める 消火設備を記載
	特殊(N <sub>2</sub> 封入)×2 特殊(散水)×1 (スナッフイングスチーム)×1 特殊(緊急遮断弁)×3	政令別表第5に 定める消火設備 以外の代替設備 を記載

- (ツ) 工事請負者が多数の場合は、主たる工事請負者を記載すること。  
 なお、工事請負者が申請時に未定のときは、記載を要しないが、決定次第記載すること。
  - (テ) 20号タンクは、それぞれについて構造設備明細書を添付すること。  
 ただし、型式、容量その他すべてが同一の20号タンクについては、一の構造設備明細書で兼ねることができる。
  - (ト) 20号タンクについては、それぞれの区分の構造設備明細書の記載例に準じて記載すること。
    - a 事業の概要欄には、貯蔵する危険物の品名及び化学名（通称名）を記載すること。
    - b 架構内にある20号タンクの防油堤については、鉄筋コンクリート造、流出防止板の構造を記入すること。
- イ 屋内貯蔵所
- (ア) 架台の構造は、材質等について記載すること。
  - (イ) 採光、照明は、その設備、個数等について記載すること。
  - (ウ) 通風、冷房装置等の設備は、種類個数等を記載すること。
  - (エ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。
- ウ 屋外タンク貯蔵所・屋内タンク貯蔵所
- (ア) 基礎据付方法の概要は、基礎・地盤の工法、構造及びタンクの据付方法並びに底板を基礎に接して設けるタンクについては、底板外面の腐食防止措置等を記載すること。
  - (イ) 形状は、角型、球型又は縦（横）置円筒型の別並びに屋根の形状を記載すること。  
 なお、特殊な形状のタンクは、その形状がわかるよう記載すること。
  - (ウ) 常圧、加圧の別は、常圧タンクにあつては、「常圧」、加圧タンクにあつては、「加圧」とし、最大常用圧力を括弧内に記載すること。
  - (エ) 寸法は、直径、高さ、鏡等ごとにすべて内寸で記載すること。
  - (オ) 容量は、政令第5条で定める計算方法により算出した総容量及び許可容量を記載すること。  
 なお、仕切板によりタンクが2以上に分割されている場合は、その旨を記載すること。  
 タンクの内容積の計算方法については、平成13年3月30付け消防危42号通知を参照すること。
  - (カ) 材質、板厚は、屋根板、側板、間仕切板、底板、アニュラ板、又は鏡板等それぞれについて、材質記号及び板厚を記載すること。
  - (キ) 通気管は、その種別（無弁通気管又は大気弁付通気管の別）、数、内径又は作動圧を記載すること。
  - (ク) 安全装置は、その種類（安全弁、破裂板等）、数及び作動圧力を記載すること。
  - (ケ) 液量表示装置は、危険物の量を自動的に表示する装置の種類（フロート式液面計、透視式液面計等）及び数等を記載すること。
  - (コ) 不活性気体の封入設備は、不活性気体の種類及び圧力等を記載すること。
  - (サ) タンク保温材は、その材質及び厚さ等を記載すること。  
 なお、保冷タンクにあつても同様に記載すること。
  - (シ) 注入口の位置は、遠方注入口を有するものについて記載するものとする。
  - (ス) 防油堤の構造は、鉄筋コンクリート造、盛土造の別並びに高さ、壁厚、盛土造の場合は天端幅、法面勾配及び法面保護の方法を記載すること。  
 容量は、告示第4条の2で定められた計算方法により算出した容量を記載すること。  
 排水設備は、水抜口に設ける弁等の種別を記載すること。
  - (セ) 防油堤内に設ける仕切堤又は防油堤を結ぶ連結工は、その内容を「防油堤の構造」の欄に記載すること。

- (ソ) ポンプ設備の概要は、付属ポンプの機番、基数及びポンプ室の有無等について記載すること。
- (タ) 配管は、口径、材質、接合方法及びバルブの材質並びに耐震措置及び防食措置について記載すること。
- (チ) 消火設備は、第3種の消火設備を設ける場合は、放出口又は放射ノズルの型式及び数を記載すること。
- (ツ) タンクの加熱設備は、種類等を記載すること。なお、保冷タンクについても同様とする。
- (テ) その他、執務資料編3「タンク検査済証の記載要領」及び製造所・一般取扱所の例によること。

#### エ 地下タンク貯蔵所

- (ア) タンクの外面保護は、使用する材料及び施工方法について記載すること。
- (イ) 危険物の漏れ検知設備は、漏洩検知管のサイズ及び個数について記載し、漏れ防止構造の概要は、地下貯蔵タンクの防水措置（15cm以上のコンクリート被覆）について記載すること。
- (ウ) 可燃性蒸気回収設備は、その有無を○で囲み、その方式を記載すること。
- (エ) タンク室の概要は、タンク室の壁、底及びふたの構造並びに防水の措置について記載すること。
- (オ) タンク室以外の基礎、固定方法の概要は、基礎コンクリート造の厚さ、固定バンド及びアンカーボルト等について記載すること。
- (カ) 注入口の位置は、直上注入口、又は遠方注入口の別を記載すること。
- (キ) 配管は、屋外タンク貯蔵所の例によるほか、連結部に設ける点検箱の設置状況を記載すること。
- (ク) 消火設備は、種別、個数を記載すること。
- (ケ) その他、製造所・一般取扱所、屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所の例によること。

#### オ 簡易タンク貯蔵所

- (ア) 給油、注油設備は、給油取扱所の例により記載すること。
- (イ) 固定方法は、固定するための材料及び方法を記載すること。
- (ウ) その他、製造所・一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所の例によること。

#### カ 移動タンク貯蔵所（H.9.3.26 消防危第33号通知）

- (ア) 車名及び型式の欄
  - a 車名は、シャーシメーカーの名称及び型式を記載すること。
  - b 型式は、単一車若しくは被牽引車及び積載式若しくは積載式以外の別を記載すること。
- (イ) 製造事業所名の欄
  - 移動タンク貯蔵所を製造した事業者名を記載すること。
- (ウ) 危険物の欄
  - a 類別の項及び品名の項には、それぞれ貯蔵する危険物の類別及び品名を記載するが、2以上の品名の危険物を貯蔵するものにあつては、当該2以上の品名を記載すること。ただし、品名が多数となり、当該欄に記載しきれない場合は、別紙とすることができる。
  - b 化学名の項は、貯蔵する危険物の化学名を記入すること。ただし、ガソリン等石油製品のように通常化学名が用いられない物品にあつては、通常用いられる名称を記載すること。

<注> 化学名が用いられない物品の例：ガソリン等の石油製品、塗料。
- (エ) タンク諸元の欄

- a 断面形状の項は、移動貯蔵タンクの移動方向に直角の断面の形状について、「楕円形」、「円形」、「角形」、「特殊形状」等と記載すること。
- b 内側寸法の項は、楕円形及び特殊形状のタンクにあつては、その長径を幅とし、短径を高さとして記載し、円形のタンクにあつては、その直径を幅及び高さとして記載すること。
- c 最大容量の項は、タンクの内容積から空間容積を差引いた容積を記載すること。
- d タンク室の容量の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して各タンク室毎の容量を記載すること。
- e 材料の項の材質記号は、タンクの材質がJISのあるものにあつては、JIS記号を、JISのないものにあつては、通常用いられている記号を記載すること。  
また、材料の項の引張り強さは、当該材質の公称の値を記載すること。  
なお、S. 48. 3. 12 消防予第45号通知により、引張り強さ等の強度計算を要する材料を用いる場合にあつては、当該材質の伸びの値についても記載すること。
- f 板厚については、規格値又は呼び板厚を記載すること。

(オ) 防波板の欄

- a 材料及び板厚の項は、前記(エ) e及びfに準じて記載すること。
- b 面積比の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、タンク室の移動方向の最大断面積に対する防波板の面積の占める割合を記載すること。  
なお、面積比の数値は、小数第2位を四捨五入すること。

(カ) タンクの最大常用圧力の欄

タンクの最大常用圧力が20 kPa以下のタンクにあつては、「20kPa以下」と記載し、20kPaを超えるタンクにあつては、最大常用圧力の数値を記載すること。

(キ) 安全装置の欄

- a 作動圧力の項は、安全装置の作動圧力を「 $○○ < P \leq ○○$ 」の範囲として記載すること。
- b 有効吹き出し面積の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、各室の有効吹き出し面積を記載すること。

(ク) 側面枠の欄

- a 材料及び板厚の項は、前記(エ) e及びfに準じて記載すること。
- b 取付角度の項は、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側線に下ろした垂線とのなす角度を記載すること。
- c 接地角度の項は、側面枠の最外側と移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線と地盤面とのなす角度を記載すること。
- d 当て板の材料及び板厚の項は、前記(エ) e及びfに準じて記載すること。

(ケ) 防護枠の欄

材料及び板厚の項は、前記(エ) e及びfに準じて記載すること。

(コ) 閉鎖装置の欄

装置の有無を○印によって囲むこと。

(サ) 吐出口の位置の欄

吐出口の該当する取付位置を○印によって囲むこと。

(シ) レバーの位置の欄

レバーの該当する取付位置を○印によって囲むこと。

(ス) 底弁損傷防止方法の欄

配管による方法又は緩衝継手による方法等底弁の損傷を防止する方法を、その方法に応じて「配管」, 「緩衝継手」, 「配管及び緩衝継手」等と記載すること。

なお、緩衝継手については、ビクトリックジョイント等の継手名称とすることもできる。

(セ) 接地導線の欄

接地導線の有無を○印によって囲むこと。なお、有の場合は、その長さを記入すること。

(ソ) 緊結装値の欄

当該欄は、積載式移動タンク貯蔵所に限り、記載すること。なお、積載式移動タンク貯蔵所以外のものにあつては、当該記入欄に斜線又は一を引き空欄としないこと。

a 緊締金具（すみ金具）の項は、有無を○印によって囲むこと。

b Uボルトの材質記号及び引張り強さの項は、上記（エ）のeに準じて記載し、Uボルトの直径及び本数の項は、直径はネジ山の谷径を、本数はUボルトの個数を記載すること。

(タ) 箱枠の欄

前（エ）のeに準じて記載すること。

(チ) 消火器の欄

a 薬剤の種類は、消火薬剤の種類を「消火粉末」, 「二酸化炭素」等と記載すること。

b 薬剤量の項は、1の消火器の薬剤の量を薬剤の種類ごとに記載すること。この場合、同種類の薬剤で1の消火器の消火薬剤量が異なるときは、それぞれ別の欄にその量を記載すること。

c 個数の項は、消火器の個数を薬剤の種類及び薬剤量の項の記載内容に合わせて記載すること。

(ツ) 可燃性蒸気回収設備の欄

可燃性蒸気回収設備の有無を○印によって囲むこと。

(テ) 備考の欄

a 許可又は届出を行っている危険物の混載量の組合せ方法が、なんら制限を受けない場合にあつては、「混載」と記載すること。

b 当該移動タンク貯蔵所にホースリールを設置しているものにあつては、その材質、口径、長さを記載すること。

c 積載式移動タンク貯蔵所で交換タンクコンテナを有するものにあつては、交換タンクの容量及び基数を記載すること。なお、タンクコンテナの構造が異なるものについては、別紙にその構造を記載し添付すること。

d 保温又は保冷装置を設ける等特殊な構造又は不燃性ガス封入等の設備を有する移動タンク貯蔵所にあつては、その旨及び最大積載重量を記載すること。

キ 屋外貯蔵所

(ア) 区画内面積は、屋外貯蔵所として危険物を貯蔵するために区画する部分の面積を記載すること。

なお、塊状の硫黄を貯蔵する場合で、2以上の囲いを設けるものにあつては、それぞれの囲いの面積及び貯蔵面積を併記すること。

(イ) さく等の構造は、区画を明確にするために使用する囲いの材料、高さ及び構造等について記載すること。

なお、塊状の硫黄を貯蔵するものにあつては、シーートの固着装置の設置間隔及び固着方法等を併記すること。

(ウ) 地盤面の状況は、地盤面の構造、周囲の地盤との高低差又は排水溝の形状等について記載

すること。

なお、塊状の硫黄を貯蔵するものにあつては、分離槽の構造について記載すること。

(エ) 架台の構造は、材質、高さ、固定方法及び落下防止措置等について記載すること。

(オ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

#### ク 給油取扱所

(ア) 間口、奥行は、給油空地の間口、奥行の距離を記載すること。

(イ) 敷地面積は、給油取扱所の周囲に設ける塀及び道路境界線で囲まれた部分の面積を記載すること。

(ウ) 建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造欄及び建築物の用途別面積欄の記入要領については、次によること。

a 建築面積の項は、建築基準法による建築面積を記入し、キャノピー面積を含める。（両端からそれぞれ1m後退して面積を算定する。）

b 水平投影面積の項は、キャノピー、事務所の軒、ひさし等の水平投影面積も加算する。ルーバー（ルーバー間の間隔が微小である場合は、空間部分も含めて水平投影面積に算入してもさしつかえない。）、はり及びアーチ類等（部材幅寸法50cm以上のもの）についても原則として算入することとする。

c 1号用途の項は、ポンプ室、油庫等の床面積を記入する。

d 1号の2の項は、事務室、販売室（サービスルーム）、休憩室（控室）、トイレ、倉庫等の床面積を記入する。なお、倉庫の用途が3号に属する場合には、3号用途の項に記入する。

e 2号の項は、店舗、飲食店等の床面積を記入する。

f 3号の項は、リフト室、コンプレッサー室等の床面積を記入する。

g 4号の項は、洗車場等の床面積を記入する。

h 5号の項は、住居、本店事務所等の床面積を記入する。

(エ) 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、製造所・一般取扱所の記載例によること。

(オ) 固定給油設備等の欄については、次によること。

a 型式は、メーカー名、型式及びホース長さを併記すること。

b 数は、設置される固定給油設備の型式ごとの設置数を記載すること。

c 道路境界線からの間隔は、道路境界線と直角に各固定給油設備の中心までの距離を記載すること。

d 敷地境界線からの間隔は、敷地境界線又は塀と各固定給油設備の中心までの最短距離を記載すること。

(カ) 附随設備の概要は、規則第25条の5に定める自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備及び混合燃料油調合器のほか、セルフ関連設備等給油取扱所の業務を行うため設置された機械設備及び数量等を記載すること。

(キ) 避難設備は、その種類等を記載すること。

(ク) 事務所等その他火気使用設備は、建築物内におけるすべての火気使用設備（季節的な使用を含む。）の使用場所、種類及び個数を記載すること。

(ケ) 排水設備は、排水溝及び油分離装置の構造又は型式、基数等を記載すること。

(コ) タンク設備は、それぞれの区分ごとに、容量及び基数を記載すること。

(サ) 可燃性蒸気回収設備については、その有無を○で囲むこと。

(シ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

ケ 販売取扱所

- (ア) 建築物の構造は、販売取扱所を設ける建築物全体について記載すること。
- (イ) 店舗部分の構造は、販売取扱所として規制を受ける部分について記載すること。
- (ウ) 配合室は、その面積及び排出設備の種類、能力等の概要を記載すること。
- (エ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

コ 移送取扱所

- (ア) 配管の設置は、それぞれ該当の有無を○で囲むこと。
- (イ) 配管の諸元は、それぞれの項目について記載すること。  
なお、配管が2以上の条数となる場合は、別紙にそれぞれの内容を記載すること。この場合、「別紙」とのみ記載し、空欄としないこと。
- (ウ) 保安設備は、それぞれ該当する項目について記載すること。
- (エ) ポンプ設備は、該当するポンプについて記載すること。  
なお、ポンプが2以上設置されている場合は、別紙に必要な内容を記載すること。この場合、「別紙」とのみ記載し、空欄としないこと。
- (オ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

## 6 申請等の取下げ・許可の撤回

### (1) 申請等の取下げ

消防法に基づく各種申請に対して許可等の行政処分が下されるまでに、申請の内容を成立させる意思がなくなった場合は、市規則第15条第1項第4号の規定による危険物製造所等関係届出書を提出すること。

- ア 関係届出書にはその理由書を添付すること。
- イ 手数料は返却しないものであること。

### (2) 許可の撤回

消防法に基づく各種申請に対して許可等の行政処分が下された後に、申請の内容を成立させる意思がなくなった場合は、市規則第15条第1項第4号の規定による危険物製造所等関係届出書を提出すること。

- ア 関係届出書にはその理由書を添付すること。
- イ 関係届出書が提出された場合は、現場の確認等必要に応じて現地調査を行うこと。
- ウ 交付した許可指令書は返却させるとともに許可申請書の副本を返却すること。
- エ 手数料は返却しないものであること。